

平成18年4月1日から

児童手当の制度が変わりました

児童手当制度の改正点

- 支給対象年齢が「小学校3年生まで」から「小学校6年生まで」に拡大
- 所得制限限度額の引き上げ

児童手当の制度改正により、支給対象年齢が拡大され、これまでの「小学校第3学年修了前まで」から「小学校修了前まで」になり、また、同時に所得制限限度額も左表のとおり緩和されました。

■平成18年度所得制限限度額

扶養親族等の人数	改正前		改正後	
	国民年金加入者	厚生年金加入者	国民年金加入者	厚生年金加入者
0人	301万円	460万円	460万円	532万円
1人	339万円	498万円	498万円	570万円
2人	377万円	536万円	536万円	608万円
3人	415万円	574万円	574万円	646万円
4人	453万円	612万円	612万円	684万円

※現在特例給付の方は、支給区分が変更になります。

①印鑑（朱肉を使うもの）

▼手続きに必要なもの

となりません。

「認定請求書」の提出が必要

となりません。

0歳から12歳までの児童を

養育されていて、現在、児童

手当を受けていない方は、

「認定請求書」の提出が必要

となります。

▼平成17年度に児童手

当を受けていない方

（公務員の方は勤務先で手続

きしてください）

支給要件に該当した月分）に

さかのぼって支給します。

（公務員の方は勤務先で手続

きしてください）

は、9月30日までに受付した

ものに限り、4月分（または

支給要件に該当した月分）に

さかのぼって支給します。

（公務員の方は勤務先で手続

きしてください）

は、9月30日までに受付した

ものに限り、4月分（または

支給要件に該当した月分）に

さかのぼって支給します。

（公務員の方は勤務先で手続

きしてください）

は、9月30日までに受付した

ものに限り、4月分（または

支給要件に該当した月分）に

さかのぼって支給します。

（公務員の方は勤務先で手続

②請求者の振込口座（郵便局

以外）

③請求者の健康保険証（サラ

リーマン等である場合のみ）

④年金手帳（基礎年金番号）

※その他に所得課税証明書

等、必要に応じて提出してい

ただ書類があります。

また、添付書類は後日提出

いただいてもよい場合があります。

ますので、担当課まで問い合

わせください。

▼平成17年度に児童

手当を受けていた方

（公務員の方は勤務先で手続

きしてください）

は、9月30日までに受付した

ものに限り、4月分（または

支給要件に該当した月分）に

さかのぼって支給します。

（公務員の方は勤務先で手続

きしてください）

は、9月30日までに受付した

ものに限り、4月分（または

支給要件に該当した月分）に

さかのぼって支給します。

（公務員の方は勤務先で手続

きしてください）

は、9月30日までに受付した

ものに限り、4月分（または

支給要件に該当した月分）に

さかのぼって支給します。

（公務員の方は勤務先で手続

きしてください）

は、9月30日までに受付した

現在、児童手当を受給され

ている児童のほかに、小学校

5年生または6年生の児童を

養育されている方は、「額改

定認定請求書」の提出が必要

となりますので、次の申請場

所で認印を持参の上、手続き

してください。

▼提出期限 9月30日（土

）（郵送可）

※提出期限を過ぎた提出の

場合、申請された翌月分から

の支給となりますので、期限

厳守をお願いします。

なお、受付は、月曜日から

金曜日までの勤務時間内で、

郵送の場合は、申請場所に

到達した日が受付日となりま

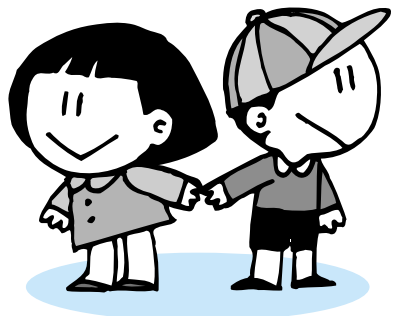
すので早めに申請してくだ

さい。

《申請場所・問合せ》

市民課市民係、または各総

合支所市民生活課



乳幼児医療の所得制限限度額も拡大しました

（対象年齢 小学生未満）

児童手当制度の改正に伴い、乳幼児医療の所得制限も左表のとおり拡大されました。対象年齢は、変わらず小学生未満の乳幼児です。

また、新たに乳幼児医療費の受給対象となる方は、緩和措置として、5月31日までに申請していただくと、4月分の乳幼児医療費を支給します。なお、申請までに受けられた医療費の領収書を持参の上、手続きしてください。

■平成18年度所得制限限度額

扶養親族等の人数	改正前	改正後
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円

▼提出期限 5月31日（水）

《申請場所・問合せ》

市民課国保医療係、または各総合支所市民生活課